

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年6月30日付け「保医発第0630002号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記の項目につき検体検査実施料が平成18年7月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

### 「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考	注
<b>D007 血液化学検査</b>						
	イヌリン	酵素法	120	生 155	検討中	*

#### 【注】

\*：イヌリンは、区分「D007」血液化学検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査( )判断料を算定する。ただし、検査料については、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「11」に準じて算定できる。  
イヌリンは、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素(BUN)又は区分「1」クレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、同区分「1」のクレアチニン(腎クリアランス測定を目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。